

愛媛県保育士等バンク実施要綱

(平成18年10月20日制定、平成19年2月2日、令和4年2月15日、令和5年4月1日、令和6年4月1日一部改正)

(設置)

第1条 近年の男女共同参画施策の推進に伴い、県の行事をはじめとするイベントや会議等に対し子ども連れ参加への対応の要請が高まっている。このため、県は、臨時託児所等の設置に要する保育士等の臨時的な需要に迅速かつ適切に対応し、もって子育て中の県民の社会参加に寄与するため、離職中の保育士等の情報をデータベース化した保育士等バンクを設置する。

(登録)

第2条 次に掲げる者であつて、臨時託児所等で働くため当該臨時託児所等の設置者に対する個人情報の提供に同意する者（次項において「登録希望者」という。）は、保育士等バンク登録申請書（様式第1号）2部を最寄りの地方局地域福祉課長に提出しなければならない。

- (1) 保育士又は看護師の資格を有する者
- (2) 財団法人又はNPO法人（特定非営利活動法人）が主催している保育又は子育てに関するサポーター養成講座等を受講した者
- (3) その他臨時託児所等における就業を希望する者

2 登録希望者は、保育士等バンク登録申請書に、登録情報（保育士等バンクに登録された情報をいう。第12条までにおいて同じ。）の取得を希望する者に対する個人情報の提供への同意について記載するものとする。

3 地方局地域福祉課長は、保育士等バンク登録申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、その内容が適当であると認めるときは、保育士等バンクに登録するものとする。

4 地方局地域福祉課長は、提出された保育士等バンク登録申請書2部に受付印を押印し、1部を申請者の控えとして申請者に交付するものとする。

(登録事項の変更の届出)

第3条 登録情報の内容に変更があつた登録者（保育士等バンクに登録された者をいう。第9条までにおいて同じ。）は、速やかに保育士等バンク登録事項変更届出書（様式第2号）2部を最寄りの地方局地域福祉課長に提出しなければならない。

2 地方局地域福祉課長は、保育士等バンク登録事項変更届出書の提出があつたときは、速やかに登録情報の変更を行うものとする。

3 第2条第4項の規定は、前項の場合について準用する。

(登録事項の削除の申出)

第4条 登録情報の削除を希望する者は、保育士等バンク登録削除申出書(様式第3号)2部を最寄りの地方局地域福祉課長に提出しなければならない。

2 地方局地域福祉課長は、保育士等バンク登録削除申出書の提出があったときは、速やかに登録情報の削除を行うものとする。

3 第2条第4項の規定は、前項の場合について準用する。

(保育士等バンクへの情報の登録)

第5条 保育士等バンクへの情報の登録は、保育士等バンク登録簿(様式第4号)により、Microsoft Excel形式のデータとして登録し、登録原簿及び公開用データに分けて管理するものとする。

2 地方局地域福祉課長は、登録情報を追加し、変更し、又は削除したときは、速やかに子育て支援課長に追加、変更又は削除後のファイルを送信するものとする。

3 前項の規定により送信を受けた子育て支援課長は、速やかに保育士等バンクのデータを更新し、更新後のファイルを各地方局地域福祉課長に配信するものとする。

(登録事項証明書の交付)

第6条 登録者は、第2条第4項の規定により交付された保育士等バンク登録申請書の控えを失った場合その他自己の登録情報を確認する必要がある場合は、登録事項証明書の交付を求めることができる。

2 前項の登録事項証明書の交付を希望する者は、地方局長に対し、保育士等バンク登録事項証明申請書(様式第5号)を提出しなければならない。

3 保育士等バンク登録事項証明申請書の提出があったときは、地方局長は、申請者に対し、保育士等バンク登録事項証明書(様式第6号)を速やかに交付するものとする。

4 保育士等バンク登録事項証明書の交付については、手数料は徴収しないものとする。

(登録情報の取得及び提供)

第7条 臨時託児所等を設置するため、登録情報を取得しようとする者(次項から第12条までにおいて「登録情報取得申請者」という。)は、最寄りの地方局地域福祉課長に保育士等バンク登録情報取得申請書(様式第7号)を提出しなければならない。

2 登録情報取得申請者は、保育士等バンク登録情報取得申請書に、取得した登録情報を他目的利用に供しないことを誓約する旨を記載しなければならない。

3 第1項の申請書を受け取った地方局地域福祉課長は、その内容が適当であると認めるときは、登録情報取得申請者に対し登録情報を提供し、かつ、当該提供に係る登録者に提供した旨を通知するものとする。

4 地方局地域福祉課長は、前項の情報提供の際、保育士登録情報取得申請書を子育て支援課長にFAXで送信しなければならない。

(登録情報の提供方法)

第8条 登録情報取得申請者に対する登録情報の提供は、登録情報取得申請者が設置しようとする託児所の地域と希望する勤務地域が一致する者のデータを抽出し、PDFファイル形式での電子メールによる送信又は文書による交付のいずれかの方法によるものとする。

(登録情報の提供の通知方法)

第9条 登録者に対する登録情報を提供した旨の通知は、当該提供に係る登録者に対し、電子メール用情報提供文面(様式第8号)に準拠し、テキスト形式で送信するものとする。

2 前項の通知は、当分の間、電子メールに対応できる登録者に対してのみ行うものとする。

(利用状況の報告)

第10条 登録情報を取得した登録情報取得申請者は、臨時託児所等の設置後、保育士等バンク登録情報取得申請書を提出した地方局地域福祉課長に、速やかに保育士等バンク利用報告書(様式第9号)を提出しなければならない。

2 地方局地域福祉課長は、保育士等バンク利用報告書を受理したときは、速やかに当該報告書の写しを子育て支援課長に送信又は送付するものとする。

(電子メールを利用した提出)

第11条 次の書類は、電子メールを利用して、地方局地域福祉課長に提出することができる。

(1) 保育士等バンク登録事項変更届出書(様式第2号)

(2) 保育士等バンク登録削除届出書(様式第3号)

(3) 保育士等バンク利用報告書(様式第9号)

2 前項の規定により、電子メールを利用して提出された保育士等バンク登録事項変更届出書又は保育士等バンク登録削除届出書については、第3条第3項又は第4条第3項において準用される第2条第4項の規定を適用せず、電子メールにより受理した旨を届出者等に対し送信するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 保育士等バンクのデータを取り扱う者は、個人情報の取り扱いに注意し、第1条に規

定する保育士等バンクの設置目的以外に登録情報を利用してはならない。

2 登録情報を取得した登録情報取得申請者は、個人情報の取扱いに最大限の注意を払うとともに、保育士等バンク登録情報取得申請書に記載した取得目的以外に登録情報を利用してはならない。

3 子育て支援課長及び地方局地域福祉課長は、登録情報を取得した登録情報取得申請者に対し、登録情報の保護について十分に周知するものとする。

(利用状況の公表)

第13条 子育て支援課長は、保育士等バンクの利用状況について定期的に公表し、その活用を図るものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、保育士等バンクの実施に関し必要な事項は、子育て支援課長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。